



第42回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月25日（火曜日）

開会 午前10時（開場 午前9時）

場所

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

当会社 本社3階ホール

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 資本金の額の減少の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

[招集添付書類]

事業報告	17
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

アイフル株式会社

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2019年6月24日（月曜日）午後6時まで

(証券コード 8515)

2019年6月3日

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

アイフル株式会社

代表取締役社長 福田 吉 孝

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3頁）及び「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁）に従って、2019年6月24日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
当会社 本社3階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1 第42期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第42期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. インターネット上の当社ウェブサイトでの開示

- (1) 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.ir-aiful.com/japanese/shareholder05.html>)

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

●郵送による行使の場合



行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

●インターネット等による行使の場合



行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】<https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>



※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月24日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120(652)031（受付時間 9:00~21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120(782)031（受付時間 9:00~17:00土日休日を除く）

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

会社法第447条第1項の規定に基づき、現在生じております繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務内容の健全化を図るとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図るため、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

なお、本議案は当社発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではなく、また、当社の純資産額に変更を生じるものではございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額143,454,826,525円のうち、49,426,208,694円を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金を94,028,617,831円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2019年6月25日

(3) 備考

2019年6月25日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認され、その効力が生じることを条件として、会社法第452条、第459条第1項第3号及び当社定款第33条の規定に基づき、その他資本剰余金49,426,208,694円を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を填補する旨を決議する予定としております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任 ふくだよしたか 福田吉孝	代表取締役社長社長執行役員	当該年度に開催された取締役会 36回のうち32回に出席
2	再任 さとうまさゆき 佐藤正之	代表取締役専務執行役員	当該年度に開催された取締役会 36回のうち35回に出席
3	再任 おいしかずみつ 尾石和光	取締役専務執行役員	当該年度に開催された取締役会 36回のうち35回に出席
4	再任 なかがわつぐお 中川次夫	取締役専務執行役員	当該年度に開催された取締役会 36回全てに出席
5	再任 ふくだみつひで 福田光秀	取締役専務執行役員	当該年度に開催された取締役会 36回全てに出席
6	再任 うえむらひろし 植村浩至	取締役執行役員	当該年度に開催された取締役会 36回のうち35回に出席
7	再任 ますいけいじ 増井啓司	取締役執行役員	当該年度に開催された取締役会 36回のうち34回に出席

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>ふくだよしたか 福田吉孝 (1947年10月14日生)</p> <p>所有する当社株式の数 3,207,899株</p>	<p>1967年4月 松原産業設立 1976年2月 株式会社大朝 代表取締役社長 1982年5月 合併により当社代表取締役社長 2007年4月 当社代表取締役社長リスク管理委員会委員長 2007年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長 2011年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長 (現任) 2014年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当 2016年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括 2017年10月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括 2019年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] ・ライフカード株式会社 代表取締役会長</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、当社の創業者であり、当社及びライフカード株式会社の代表取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、また、当社の経営に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>再任</p> <p>さとうまさゆき 佐藤正之 (1957年9月9日生)</p> <p>所有する当社株式の数 157,443株</p>	<p>1982年8月 当社入社 1996年2月 当社経営企画部長 1999年4月 当社営業本部副本部長兼推進部長 1999年6月 当社取締役営業本部副本部長兼推進部長 2005年4月 当社取締役マーケティング部担当 2008年6月 当社取締役常務執行役員事業開発部担当 2010年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 2010年6月 賃貸あんしん保証株式会社 (現 あんしん保証株式会社) 取締役 (現任) 2011年7月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 2013年4月 ビジネクス株式会社 代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部担当 2015年1月 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役 (現任) 2016年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部管掌 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長兼人事部統括 2018年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画本部長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] ・あんしん保証株式会社 取締役 ・AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、取締役として長年にわたって当社の経営に関与し、また、当社の経営企画本部長として企業戦略及び国内外グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おいしかずみつ 尾石和光 (1955年9月9日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式の数 112,673株</p>	<p>1979年3月 株式会社丸高（現 アイフル株式会社）入社</p> <p>1996年4月 当社審査部長</p> <p>1998年4月 当社営業本部近畿支社長</p> <p>2001年6月 当社取締役</p> <p>2005年4月 当社取締役営業本部長</p> <p>2012年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2015年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼保証事業1部兼保証事業2部担当</p> <p>2015年4月 アストライ債権回収株式会社 代表取締役社長</p> <p>2016年4月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼管理本部長兼経理本部長兼情報システム開発部兼情報システム運用部兼コンプライアンス部兼総務部兼与信総括部兼管掌</p> <p>2016年6月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼管理本部長兼経理本部長兼情報システム開発部兼情報システム運用部兼コンプライアンス部兼総務部兼与信総括部統括</p> <p>2017年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼管理本部長兼経理本部長兼情報システム開発部兼情報システム運用部兼コンプライアンス部兼総務部統括</p> <p>2018年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼情報システム本部管掌兼管理本部長兼コンプライアンス部統括</p> <p>2018年7月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼管理本部長兼コンプライアンス部統括</p> <p>2019年4月 当社取締役専務執行役員法人管理部兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、当社の事業全般に関して、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>【再任】</p> <p>なかがわつぐお 中川次夫 (1958年1月15日生)</p> <p>所有する当社株式の数 126,482株</p>	<p>1976年3月 大朝産業（福田吉孝の個人経営）入社 1996年2月 当社広報部長 1998年10月 当社東日本支社長 2002年10月 当社管理部長 2005年4月 当社審査部長 2006年6月 当社取締役検査部兼審査部担当 2007年4月 当社取締役管理本部長 2012年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2014年4月 アストライ債権回収株式会社 代表取締役社長 2015年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼マーケティング部管掌 2016年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼マーケティング部統括 2017年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼マーケティング部兼IT企画部兼与信総括部統括 2018年4月 当社取締役専務執行役員経理本部長兼総務部兼人事部兼与信総括部統括 2018年4月 ビジネクス株式会社 代表取締役社長 2019年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経理部兼リスク統括部兼総務部兼人事部統括（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、当社の事業全般に関して、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p>再任</p> <p>ふくだみっひで 福田光秀 (1980年6月16日生)</p> <p>所有する当社株式の数 62,167,494株</p>	<p>2003年4月 大和証券株式会社 入社 2009年4月 株式会社OGIキャピタル・パートナーズ 入社 2011年3月 当社入社 2011年6月 当社執行役員法人管理部担当 2012年6月 当社取締役執行役員法人管理部担当 2014年4月 当社取締役執行役員 2014年4月 ビジネクス株式会社 代表取締役社長 2014年6月 当社取締役常務執行役員 2016年4月 当社取締役常務執行役員保証事業1部兼保証事業2部担当 2016年4月 アストライ債権回収株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社取締役専務執行役員保証事業1部兼保証事業2部統括 2017年4月 当社取締役専務執行役員保証事業部統括 2018年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼マーケティング部兼IT企画部統括 2018年10月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括 2019年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括(現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、他業種で培った幅広い業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
6	<p>再任</p> <p>うえむらひろし 植村浩至 (1961年5月16日生)</p> <p>所有する当社株式の数 9,417株</p>	<p>1985年4月 株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社あおぞら銀行) 入行 2005年9月 同行事業法人営業第一部営業第十一グループシニアリレーションマネージャー兼事業法人営業第一部札幌支店営業第一課シニアリレーションマネージャー 2007年10月 同行事業法人営業第一部営業第十一グループシニアリレーションマネージャー 2009年4月 同行融資部担当部長 2010年8月 同行融資部長 2015年4月 当社執行役員財務部担当 2015年6月 当社取締役執行役員財務部担当 2016年4月 当社取締役執行役員財務部管掌 2016年6月 当社取締役執行役員財務部統括(現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、金融機関において培った豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<p data-bbox="263 238 319 266">再任</p> <p data-bbox="296 291 474 308">ますいけいじ</p> <p data-bbox="270 319 500 349">増井啓司</p> <p data-bbox="296 359 474 379">(1963年3月24日生)</p> <p data-bbox="284 412 488 459">所有する当社株式の数 59,534株</p>	<p data-bbox="530 187 898 359">1983年8月 当社入社 2002年10月 当社財務部長代理 2005年4月 当社近畿営業部長 2007年7月 当社営業企画推進部長 2010年1月 当社法人管理部長 2014年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員（現任）</p>
<p data-bbox="263 494 1332 565">【取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、営業部門、財務部門等に携わるなど、豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者福田吉孝氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2. 候補者佐藤正之氏は、あんしん保証株式会社の取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
3. 候補者佐藤正之氏は、AIRA & AIFUL Public Company Limitedの署名権のある取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
4. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 各候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役戸田聡氏及び鈴木治一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、島村稔氏は辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案及び島村稔氏の辞任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任 社外 独立 とださとる 戸田 聡 (1954年12月4日生) 所有する当社株式の数 608株	1978年4月 大蔵省 入省 2007年7月 国税庁福岡国税局長 2008年7月 国税庁国税不服審判所次長 2009年6月 東京地下鉄株式会社 常勤監査役 2017年6月 ライフカード株式会社 監査役(現任) 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] ・ライフカード株式会社 監査役
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 上記略歴より、候補者は国税庁における長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京地下鉄株式会社の監査役の経験と見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。	
2	新任 社内 たなかよしあき 田中 善明 (1959年9月19日生) 所有する当社株式の数 10,173株	1983年4月 住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社)入社 2006年9月 同社東京営業第六部長 2007年6月 同社札幌支店長 2009年5月 同社東京営業第五部長 2012年4月 同社本店営業第六部長 2015年4月 当社執行役員経営企画部担当兼経営企画部長 2015年6月 当社取締役執行役員経営企画部担当兼経営企画部長 2017年4月 当社取締役執行役員経営企画部兼業務システム部担当兼経営企画部長 2018年4月 当社取締役執行役員経営企画部兼業務システム部担当 2019年4月 当社取締役執行役員経営企画本部付(現任)
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 上記略歴、地位及び担当のとおり、候補者は金融機関において培った豊富な業務経験と知見を有しており、その幅広い職務経験や知見を今後は監査に活かすため、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>再任 社外 独立</p> <p>すずきはるいち 鈴木 治 一 (1968年1月15日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1997年4月 植松繁一法律事務所(現 植松・鈴木法律事務所)入所 1999年9月 立命館大学大学院法学研究科講師 2008年1月 植松・鈴木法律事務所 所長弁護士(現任) 2010年6月 京都機械工具株式会社 社外監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2017年6月 京都機械工具株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植松・鈴木法律事務所 所長弁護士 ・京都機械工具株式会社 社外取締役(監査等委員) <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 上記略歴より、候補者は弁護士としての幅広い見識と豊富な経験を活かし、公正中立な立場からの助言が望めるため、当社の監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者戸田聡氏及び鈴木治一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は戸田聡氏及び鈴木治一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社定款第28条第2項に基づき、当社は、候補者鈴木治一氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において候補者の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 候補者戸田聡氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 候補者鈴木治一氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 候補者田中善明氏は、本総会終結の時をもって、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)を退任いたします。
7. 候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>いまださ とる 今田 達 (1942年7月26日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1966年4月 株式会社図書印刷同朋舎 入社 1970年4月 同社常務取締役 1972年7月 株式会社京都エディター設立 代表取締役社長 1973年4月 株式会社図書印刷同朋舎 代表取締役 2003年8月 株式会社同朋舎メディアプラン 取締役 2010年5月 株式会社エディターシップ 代表取締役 2011年2月 株式会社同朋舎メディアプラン 代表取締役 2014年5月 一般社団法人仏教検定協会 専務理事事務局長 2015年12月 株式会社DMPーヘルスパンク 代表取締役 2016年7月 一般社団法人仏教検定協会 専務理事（現任） 2016年7月 合同会社DOHOP 代表社員（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 ・合同会社DOHOP 代表社員</p> <p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 上記略歴より、候補者は、監査等委員である取締役に就任した場合、長年にわたり会社経営を行うことを通じて培ってこられた豊富な経験と見識を活かし、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当社定款第28条第2項に基づき、当社は、候補者との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

(ご参考)

「当社の社外役員の独立性に関する基準」

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しており、独立社外取締役の基準を以下のとおり定めております。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、かつ、それ以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である場合、当社は、当社に対する十分な独立性を有する者と判断しております。
 - (1) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役等※1である者、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役※2または監査役であったことがある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社グループの業務執行取締役等であった者
 - (2) 当社の現在の主要株主※3、または当該主要株主が法人である場合には最近5年間に於いて当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者（あった者）
 - (3) 当社が現在、主要株主※3である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
 - (4) 当社グループを主要取引先※4とする者（あった者）、またはその親会社もしくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人である者（あった者）
 - (5) 当社の主要取引先※4である者（あった者）またはその親会社もしくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人である者（あった者）
 - (6) 当社グループから一定額※5を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。）である者
 - (7) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員である者
 - (8) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）または直近3年間に於いて当該大口債権者等またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者（あった者）
 - (9) 現在、当社グループの会計監査人または監査法人もしくは税理士法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または、最近3年間に於いて当社グループの会計監査人または監査法人もしくは税理士法人の社員、パートナーまたは従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）

- (10) 上記（9）に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、（イ）役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、または、（ロ）当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者
- (11) 上記（1）乃至（10）のいずれかの者の近親者※6である者

2. 上記1. のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

※1「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人をいう

※2「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう

※3「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう

※4「主要取引先」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払を、直近事業年度または直近事業年度に先行する3事業年度において当社グループから受けた者（当社グループを主要取引先とする者）、当社の直近事業年度における年間総売上高の2%以上の支払を直近事業年度または直近事業年度に先行する3事業年度において行っている者（当社グループの主要取引先）をいう

※5「一定額」とは過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう

※6「近親者」とは配偶者または二親等内の親族をいう、但し1.（1）は最近5年間迄に該当する者を対象とする

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩和的な金融政策を背景とした雇用・所得環境の改善により緩やかな回復を続けている一方、米中貿易摩擦などに起因した海外経済の不確実性の高まりから、依然として先行き不透明な状態が続いております。

消費者金融業界におきましては、大手各社における新規成約件数は引き続き安定して推移しており、これに伴い営業貸付金残高も緩やかに増加しております。

一方、業界最大の事業リスクである利息返還請求については、ピーク時からは大きく減少し、足元においては減少トレンドがより鮮明となったものの、未だ注視が必要な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、経営の最重要課題である利息返還請求へ対応しつつ、グループ全体で営業アセットの拡大と金融事業の多角化に努め、「安全性」「収益性」「成長性」のバランスを重視した経営に取り組んでおります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(アイフル株式会社)

[ローン事業]

ローン事業につきましては、新シリーズのテレビCMやWEBを中心とした効果的な広告展開を行うとともに、カードレス取引開始などによるお客様へのサービス向上に取り組み、新規成約件数や営業貸付金残高の増加に努めております。

その結果、当連結会計年度における当社の無担保ローン新規成約件数は19万9千件（前期比0.9%増）、成約率は45.3%（前期比0.3ポイント減）となりました。

また、当連結会計年度末における無担保ローンの営業貸付金残高は379,317百万円（前期末比11.0%増）、有担保ローンの営業貸付金残高は9,306百万円（前期末比25.0%減）、事業者ローンの営業貸付金残高は7,915百万円（前期末比35.3%増）、ローン事業全体の営業貸付金残高は396,540百万円（前期末比10.1%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金26,505百万円が含まれております。）。

[信用保証事業]

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証提携先拡大に向けた営業や新商品の提案・販売促進支援に取り組み、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローン保証先は98社、支払承諾見返残高は79,349百万円（前期末比18.1%増）となりました。また、事業者向け無担保ローン保証先は98社、支払承諾見返残高は33,715百万円（前期末比0.8%増）となりました。

なお、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高のうち21,750百万円はビジネクスト株式会社への保証によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収益は70,991百万円（前期比9.8%増）、営業利益は468百万円（前期比27.9%増）、経常利益は1,519百万円（前期比55.1%増）、当期純利益は5,208百万円（前期比113.7%増）となりました。

(ライフカード株式会社)

[包括信用購入あっせん事業]

包括信用購入あっせん事業につきましては、アフィリエイト広告の積極展開や新たなタイアップカード、会計の待ち時間がゼロとなる病院との提携カード発行などによる入会申込の拡大に努めるとともに、利用限度額の増額推進やポイント交換特典の追加など、カード会員の利便性向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における取扱高は756,300百万円（前期比3.1%増）、当連結会計年度末における包括信用購入あっせん事業に係る割賦売掛金残高は104,241百万円（前期末比4.3%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった割賦売掛金3,060百万円が含まれております。）。

[カードキャッシング事業]

カードキャッシング事業における、当連結会計年度末の営業貸付金残高は31,807百万円（前期末比0.7%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金1,377百万円が含まれております。）。

[信用保証事業]

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証提携先拡大に向けた営業や新商品の提案・販売促進支援に取り組み、保証残高の拡大に努めております。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローン保証先は163社、支払承諾見返残高は21,444百万円（前期末比3.9%増）となりました。また、事業者向け無担保ローン保証先は39社、支払承諾見返残高は1,619百万円（前期末比16.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフカード株式会社の営業収益は32,838百万円（前期比23.6%減）、営業利益は3,000百万円（前期比27.2%減）、経常利益は3,132百万円（前期比26.5%減）、当期純利益は2,822百万円（前期比2.8%増）となりました。

(AIRA & AIFUL Public Company Limited)

タイ王国で消費者金融業を営むAIRA & AIFUL Public Company Limitedにおきましては、タイの経済成長及び消費拡大を背景とした旺盛な資金ニーズにより、当連結会計年度末における口座数は36万4千件（前期末比21.4%増）、営業貸付金残高は22,482百万円（前期末比40.3%増）と順調に成長しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるAIRA & AIFUL Public Company Limitedの営業収益は5,901百万円（前期比98.2%増）となり、営業損失は1,213百万円（前期は2,016百万円の営業損失）、経常損失は1,210百万円（前期は2,013百万円の経常損失）、当期純損失は前期から803百万円減少の1,210百万円（前期は2,013百万円の純損失）となりました。

(その他)

当連結会計年度における報告セグメントに含まれない連結子会社3社（ビジネクスト株式会社、アストライ債権回収株式会社、AGキャピタル株式会社）の営業収益は5,816百万円（前期比17.2%増）、営業利益は1,060百万円（前期は464百万円の営業損失）、経常利益は1,748百万円（前期は426百万円の経常損失）、当期純利益は2,073百万円（前期は608百万円の当期純損失）となりました。

(業績の概況)

当連結会計年度における当社グループの営業収益は115,328百万円（前期比0.1%減）となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が65,456百万円（前期比16.3%増）、包括信用購入あっせん収益が16,466百万円（前期比2.7%増）、信用保証収益が13,953百万円（前期比7.4%増）、買取債権回収高が1,709百万円（前期比17.6%減）、償却債権取立益が6,320百万円（前期比1.4%減）となっております。

営業費用につきましては、599百万円減少の112,297百万円（前期比0.5%減）となりました。その主な要因といたしましては、前連結会計年度はソフトウェア開発売上原価11,244百万円が発生しており、また、当連結会計年度に利息返還損失引当金繰入額が882百万円減少の11,501百万円（前期比7.1%減）となったものの、営業アセットの増加などにより貸倒引当金繰入額が9,320百万円増加の29,340百万円（前期比46.6%増）となったほか、システム関連などの支払手数料が1,682百万円増加の14,644百万円（前期比13.0%増）となったことなどによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業利益は3,031百万円（前期比21.6%増）、経常利益は、4,110百万円（前期比45.6%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券の減損処理による投資有価証券評価損690百万円の計上及び繰延税金資産の追加計上による法人税等調整額△5,621百万円の計上、非支配株主に帰属する当期純損失1,162百万円を計上した結果、9,346百万円（前期比136.1%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社の関連会社である家賃債務保証事業を営むあんしん保証株式会社の重要性が増したため、持分法の適用範囲に含めております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1,607百万円であります。その主な内容は、設備関連として新規出店関連32百万円、E D Aセンター設備関連48百万円、システム関連として債権管理ローカルシステム121百万円、クレジットカード関連690百万円、勘定系システム更改104百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、お客様へのご融資などのご営業活動や設備投資等に対して資金を必要としており、金融機関等からの借入れや社債の発行等により調達を行っております。

当連結会計年度末における短期借入金残高は86,562百万円（前期比3.9%増）、長期借入金残高は304,531百万円（前期比11.1%増）、社債残高は27,615百万円（前期比224.9%増）となり、資金調達残高は前期比14.5%増の418,708百万円となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、景況感の回復や大手各社の積極的な広告展開などにより新規成約件数は引き続き安定して推移しており、同様に営業貸付金残高も緩やかに増加しております。一方、業界最大の事業リスクである利息返還請求については、ピーク時から大きく減少し、足元においては減少トレンドがより鮮明となっております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、経営の最重要課題である利息返還請求へ対応しつつ、金融事業の多角化や更なる営業アセットの増加に努めるとともに、資金調達の多様化による財務基盤の強化やグループ全体での事業効率の向上を目指してまいります。

また、今後の経営環境の変化に的確に対処すべく、引き続き社内規程や内部管理態勢の強化に努め、コンプライアンス態勢の充実を図ってまいります。

5. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 39 期 (2016年 3 月期)	第 40 期 (2017年 3 月期)	第 41 期 (2018年 3 月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2019年 3 月期)
営 業 貸 付 金 (百万円)	376,224	412,649	472,018	521,823
顧 客 口 座 数 (口座)	861,471	916,917	1,299,171	1,437,771
営 業 収 益 (百万円)	87,708	91,450	115,389	115,328
経 常 利 益 (百万円)	6,860	7,399	2,823	4,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	7,044	7,276	3,958	9,346
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	14.59	15.05	8.18	19.32
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	14.57	15.04	—	—
総 資 産 (百万円)	567,514	616,651	682,645	760,587
純 資 産 (百万円)	104,250	111,649	119,407	128,016

(注) 営業貸付金には、債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金（第39期は60,677百万円、第40期は60,020百万円、第41期は59,311百万円、第42期は64,037百万円）を含めて記載しております。

6. 重要な子会社の状況(2019年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ライフカード株式会社	100百万円	100.00	信販事業・信用保証事業
ビジネクスト株式会社	100百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業
アストライ債権回収株式会社	600百万円	100.00	債権管理回収事業
A G キャピタル株式会社	10百万円	100.00	ベンチャーキャピタル事業
AIRA & AIFUL Public Company Limited	4,000百万 タイバーツ	49.75	消費者金融事業

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. AIRA & AIFUL Public Company Limitedについては、当社の議決権比率が49.75%であります。が、支配力基準の適用により連結子会社としております。

(2) 持分法適用会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
あんしん保証株式会社	680百万円	37.75 (2.10)	家賃債務保証事業

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 関連会社であるあんしん保証株式会社については、当連結会計年度より、重要性が増したため、持分法の適用範囲に含めております。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事業区分		主要な事業内容
金融事業	消費者金融事業	一般消費者への小口資金の無担保融資事業
	不動産担保金融事業	不動産を担保とする融資事業
	事業者金融事業	事業を行う個人経営者を中心とする融資事業
	信販事業	包括信用購入あっせん事業
	信用保証事業	金融機関等が実施する融資の信用保証事業
	債権管理回収事業	各種債権の管理・回収事業
その他	ベンチャーキャピタル事業	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援事業
	家賃債務保証事業	賃貸借契約における家賃債務の機関保証事業

8. 主要な営業所（2019年3月31日現在）

当 社	本 社	京都市下京区
	東京支社	東京都港区
	コンタクトセンター西日本	滋賀県草津市
ライフカード株式会社	本 社	横浜市青葉区
	東京事務所	東京都港区

9. 従業員の状況（2019年3月31日現在）

(1) 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,273名（904名）	230名減（90名減）

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には、外書きしております臨時従業員904名は含まれておりません。

(2) 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,044名	13名減	41.51歳	14年0ヵ月

(注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2019年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な借入先

借 入 先	借 入 額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	60,510
株式会社青山キャピタル	57,070
株式会社あおぞら銀行	29,874
近畿産業信用組合	14,975
株式会社東京スター銀行	8,461

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン（7,251百万円）金融機関2社
シンジケートローン（16,500百万円）金融機関10社
3. 上記以外に債権の流動化により、146,270百万円の資金調達を行っております。

(2) 当社の主要な借入先

借 入 先	借 入 額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	47,100
株式会社あおぞら銀行	26,874
近畿産業信用組合	14,975
株式会社東京スター銀行	8,461
株式会社愛媛銀行	6,545

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン（7,251百万円）金融機関2社
3. 上記以外に債権の流動化により、146,270百万円の資金調達を行っております。

II. 会社の現況

1. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- | | | |
|----------------|---------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 1,136,280,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | | 484,620,136株 |
| | （うち自己株式 | 917,182株） |
| (3) 株主数 | | 28,545名 |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社AMG	94,814	19.60
福田光秀	62,155	12.84
株式会社丸高	24,543	5.07
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	14,648	3.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,423	2.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,603	2.39
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	8,975	1.85
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	8,806	1.82
HSBC BANK PLC A/C IB MAIN ACCOUNT	6,905	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,927	1.22

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏名 等 (2019年 3月 31日 現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 田 吉 孝	社長執行役員 リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括 ライフカード株式会社 代表取締役会長
代表取締役	佐 藤 正 之	専務執行役員 経営企画本部長 あんしん保証株式会社 取締役 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役
取締役	尾 石 和 光	専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼管理本部長兼コンプライアンス部統括
取締役	中 川 次 夫	専務執行役員 経理本部長兼総務部兼人事部兼与信総括部統括 ビジネクスト株式会社 代表取締役社長
取締役	福 田 光 秀	専務執行役員 営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括
取締役	田 中 善 明	執行役員 経営企画部兼業務システム部担当
取締役	植 村 浩 至	執行役員 財務部統括
取締役	増 井 啓 司	執行役員
取締役(監査等委員)	戸 田 聡	ライフカード株式会社 監査役
取締役(監査等委員)	島 村 稔	ライフカード株式会社 監査役
取締役(監査等委員)	鈴 木 治 一	植松・鈴木法律事務所 所長弁護士 京都機械工具株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 監査等委員である取締役のうち、戸田聡氏、鈴木治一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役の戸田聡氏は、国税庁で税務に関する職務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 植松・鈴木法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 京都機械工具株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 監査等の環境の整備及び社内情報の収集に努めるため、戸田聡氏、島村稔氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6. 当事業年度末日後に取締役の担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
福田吉孝	社長執行役員 リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括	2019年4月1日
尾石和光	専務執行役員 法人管理部兼法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括	2019年4月1日
中川次夫	専務執行役員 コンプライアンス委員会委員長兼経理部兼リスク統括部兼総務部兼人事部統括	2019年4月1日
福田光秀	専務執行役員 営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括	2019年4月1日
田中善明	執行役員 経営企画本部分	2019年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項に基づき、当社は、監査等委員である社外取締役鈴木治一氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の額(百万円)
取締役(監査等委員を除く)	6	80
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	25 (16)
合 計	9	105

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役(監査等委員を除く)は8名、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役は2名)であり、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役(監査等委員を除く)2名によるものであります。
2. 当事業年度中において当社子会社の取締役・監査役を兼務した6名の取締役(監査等委員を含む)に対しては、上記とは別に当該子会社から合計57百万円の報酬が支払われております。
3. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針については監査等委員の協議によって決定しております。取締役の報酬等については、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。この方針のもと、以下の報酬体系としております。
- ・取締役(監査等委員を除く)の報酬体系は、基本報酬(固定額)と業績連動報酬(変動額)からなり、報酬ランクごとに報酬テーブルを定めています。基本報酬は報酬ランクに基づく金額を、業績連動報酬は報酬ランクの基準額に対し各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率から算出することとしております。また、基本報酬の一定割合を自社株取得型報酬として役員持株会に抛出し、取得した当社株式は在任期間中保有することで報酬と株価との連動性を高めております。これらにより、株価上昇及び業績向上に対する意欲を高め、企業価値の増大を図ることとしております。
 - ・監査等委員である取締役の報酬体系は、その独立性の観点から業績等による変動は行わず、基本報酬のみを支給することとしております。
 - ・経営環境及び業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図ることとしております。
5. 定時株主総会の決議(2015年6月23日)による取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、年額500百万円であります。
6. 定時株主総会の決議(2015年6月23日)による監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額80百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
戸田 聡	当事業年度に開催された36回の取締役会のうち35回に出席し、適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会全てに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
鈴木 治一	当事業年度に開催された36回の取締役会のうち32回に出席し、適宜意見を述べております。また、当事業年度に開催された12回の監査等委員会のうち10回に出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92

- (注) 1. 当社の子会社のうち、アストライ債権回収株式会社につきましては、ひびき監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員会による協議を経て、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される定時株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしております。

内部統制全般に係る基本的な考え方

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識している。

当社は、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・社内規程等を定め、当該社内規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、コンプライアンス部統括執行役員を委員長、社外有識者などを構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社の啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- ・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス体制（教育・研修を含む。）を整備する。

- ・アイフルグループのコンプライアンスの実践状況や業務の適正性に関する内部監査を行うため、内部監査部門を設置し、内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて、アイフルグループ各社の内部監査を実施する。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はそのおそれがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・アイフルグループの法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に即した通報制度の実効性を確保する。
- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む。）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティ及び管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所及び保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。
- ・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役及び使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会は、アイフルグループ各社から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、対応の責任を持つ取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
- ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、取締役会の運営に関する社内規程を定める。
- ・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
- ・当社子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が当社子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社子会社についてはアイフルグループ全体における経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整える。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・アイフルグループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。当社は、職務執行状況及び財務状況等を定期的に当社に報告するよう各子会社に要請する。
- ・アイフルグループ各社における決裁に関する権限と責任等を明らかにする社内規程を定め、経営の重要な事項の決定等に関して、当社への承認申請又は報告が行われる体制を整える。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する社内規程を制定する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専属の機関として監査等委員会室を設置し、その独立性及び実効性を確保するため、社内規程において、監査等委員会室に所属する使用人（以下「補助使用人」という。）は、その職務執行においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないこと、補助使用人の人事評価・人事異動・制裁処分決定においては監査等委員会の同意を要することなどを定める。
- ・監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人及び監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他当社の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に当社の監査等委員である取締役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が適切に対応できる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見し、又はそのおそれがあると判断した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。

- ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他当社子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- ・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人が迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- ・監査等委員会による弁護士等の外部専門家の利用等、職務の執行に関し生ずる費用については、当社が負担する。
- ・当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

- ・コンプライアンス委員会を5回開催し、コンプライアンスプログラムを策定し、啓蒙・管理・検証を行い、取締役会に適宜状況報告を行っております。
また、グループコンプライアンス委員会を3回開催し、進捗報告及び情報共有を実施しております。
- ・内部監査部門は、当社グループの各部門の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて改善提案を実施しております。
- ・法令・定款・社内規程違反その他重要な事実を発見等した場合の報告ルールを定め、また内部通報窓口を設置、内部通報者への不利益な取扱いを禁止する内部通報ルールを整備・周知し、発生予防及び早期発見に努めております。
- ・反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、これを公表するとともに、お客様を含む取引先への事前審査、事後検証を実施しております。

② 情報の保存及び管理体制

- ・各種情報に関するセキュリティ及び管理・保存に係る社内規程に従った運用を行い、内部監査部門による定期的監査により適切性を検証しております。

③ リスク管理体制

- ・リスク管理委員会を3回開催し、アイフルグループ内のリスク情報を確認し、これを管理しております。また、昨今の事業状況の変化を踏まえ、全体的なリスクの再点検を実施しております。
- ・緊急事態発生時のコンティンジェンシープラン及びマニュアル等を定め、防災及びサイバーセキュリティの訓練を実施することで不断の見直しを実施し、実効性の維持・確保に努めております。

④ 効率的な職務執行体制

- ・取締役会の効率性及び適切性を確保するため取締役会の運営に関する社内規程を定めて運用し、適宜見直しを行うこととしております。その他執行役員制度を導入することで監督と執行の分離により意思決定の効率化を図っております。また、取締役会は中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、毎月報告会議において定期的に進捗状況を確認し管理しております。

⑤ グループ管理体制

- ・アイフルグループ共通の経営理念及びコンプライアンスに関する行動指針を定め、グループを統括する社内規程を定めるとともに、当社国内子会社を管理する担当部門を法人管理部、海外子会社を管理する担当部門を海外事業部とし、一定の重要事項について協議、情報交換等を行っております。
- ・アイフルグループ全体会議及び定期的な会議を開催し、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有しております。また、重要事項の決定に関して当社への承認申請等を受け、その他職務執行状況及び財務状況等の報告を受けております。

⑥ 監査体制

- ・監査等委員は、取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受け、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員は、代表取締役及び内部監査部・経理部・コンプライアンス部・法人管理部・海外事業部等と定期的に会合を持ち、業務の執行状況を聴取しております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき部署として、取締役等の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、補助使用人を配置しております。また、内部監査部に補助業務を行わせる体制及び連携体制を確保し不正等の牽制及び早期発見を行うための実効性を確保しております。
- ・監査等委員は定期的に会計監査人との会合を持ち、会計監査に関する報告を受け、監査状況を聴取しております。
- ・子会社監査について、監査等委員は子会社監査役等と定期的に会合を持ち情報交換を行うとともに、子会社の重要会議に出席し報告を受けております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主還元や株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、利息返還請求による資金負担が未だ重く厳しい状況にあり、また、分配可能額もマイナスが続いており、誠に遺憾ではございますが、当期につきましては無配、次期の配当につきましても無配の予想とさせていただきます。

当社グループは、最大の経営課題である利息返還請求へ対応しつつ、金融事業の多角化や営業アセットの増加による収益性の改善、並びに資金調達の多様化などによる財務体質の改善を行い、上記基本方針への回帰を図ってまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	718,006	流動負債	380,277
現金及び預金	36,112	支払手形及び買掛金	21,076
営業貸付金	457,785	支払承諾	140,343
割賦売掛金	101,584	短期借入金	86,562
営業投資有価証券	1,209	1年内償還予定の社債	7,370
支払承諾見返	140,343	1年内返済予定の長期借入金	98,728
その他営業債権	7,744	未払法人税等	1,116
買取債権	2,472	賞与引当金	1,320
その他の他	16,889	ポイント引当金	2,950
貸倒引当金	△46,135	割賦利益繰延	508
		その他の他	20,300
固定資産	42,581	固定負債	252,292
有形固定資産	16,758	社債	20,245
建物及び構築物	5,887	長期借入金	205,803
機械装置及び運搬具	94	繰延税金負債	7
器具及び備品	1,163	利息返還損失引当金	22,963
土地	8,899	その他の他	3,273
リース資産	611		
建設仮勘定	102	負債合計	632,570
無形固定資産	3,297	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,192	株主資本	123,807
その他の他	105	資本金	143,454
投資その他の資産	22,524	資本剰余金	13,948
投資有価証券	5,643	利益剰余金	△30,485
破産更生債権等	26,981	自己株式	△3,110
敷金及び保証金	1,744	その他の包括利益累計額	238
繰延税金資産	6,054	その他有価証券評価差額金	△23
その他の他	6,433	為替換算調整勘定	261
貸倒引当金	△24,332	新株予約権	230
		非支配株主持分	3,741
		純資産合計	128,016
資産合計	760,587	負債純資産合計	760,587

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
営 業 貸 付 金 利 息	65,456	
包 括 信 用 購 入 あ っ せ ん 収 益	16,466	
信 用 保 証 収 益	13,953	
そ の 他 の 金 融 収 益	9	
そ の 他 の 営 業 収 益	19,443	115,328
営 業 費 用		
金 融 費 用	7,949	
売 上 原 価	1,298	
そ の 他 の 営 業 費 用	103,049	112,297
営 業 利 益		3,031
営 業 外 収 益		
貸 付 金 利 息	155	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	81	
為 替 差 益	214	
不 動 産 賃 貸 料	82	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	458	
そ の 他	153	1,145
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14	
保 証 金 払 戻 損 失	31	
そ の 他	13	66
経 常 利 益		4,110
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	690	690
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,420
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	858	
法 人 税 等 調 整 額	△5,621	△4,763
当 期 純 利 益		8,183
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,162
親会社株主に帰属する当期純利益		9,346

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	485,807	流動負債	227,148
現金及び預金	18,186	支払承諾	113,064
営業貸付金	370,034	短期借入金	6,900
割賦売掛金	402	1年内償還予定の社債	7,370
支払承諾見返	113,064	1年内返済予定の長期借入金	91,957
その他の営業債権	6,745	リース債務	165
前払費用	281	未払金	4,102
未収収益	2,898	未払費用	942
関係会社短期貸付金	50	未払法人税等	769
その他	6,321	賞与引当金	1,273
貸倒引当金	△32,178	割賦利益繰上債	9
固定資産	70,643	資産除去債	13
有形固定資産	12,254	その他	578
建物	4,314	固定負債	238,101
構築物	222	社債	20,245
機械及び装置	12	長期借入金	194,220
器具備品	534	リース債務	122
土地	6,809	利息返還損失引当金	20,722
建物	267	資産除去債	1,966
建設仮勘定	93	その他	823
無形固定資産	1,248	負債合計	465,249
ソフトウェア	1,220	(純資産の部)	
その他	27	株主資本	90,970
投資その他の資産	57,140	資本金	143,454
投資有価証券	947	資本剰余金	52
関係会社株	34,496	資本準備金	52
関係会社長期貸付金	14,142	利益剰余金	△49,426
破産更生債権等	16,041	その他利益剰余金	△49,426
長期前払費用	213	繰越利益剰余金	△49,426
繰延税金資産	3,542	自己株式	△3,110
敷金及び保証金	1,448	評価・換算差額等	0
その他	235	その他有価証券評価差額金	0
貸倒引当金	△13,927	新株予約権	230
資産合計	556,450	純資産合計	91,200
		負債純資産合計	556,450

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
営業貸付金利息	51,960	
その他の金融収益	0	
その他の営業収益	19,031	70,991
営業費用		
金融費用	5,843	
その他の営業費用	64,679	70,523
営業利益		468
営業外収益		
為替差益	14	
貸付金利息	620	
不動産賃貸料	154	
業務受託料	175	
その他の	106	1,071
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	14	
その他	6	20
経常利益		1,519
特別損失		
投資有価証券評価損	690	690
税引前当期純利益		829
法人税、住民税及び事業税	△655	
法人税等調整額	△3,723	△4,378
当期純利益		5,208

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

アイフル株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 淵 貴 史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイフル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

アイフル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 淵 貴 史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイフル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2019年5月17日

アイフル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 戸 田 聡 ⑩

常勤監査等委員 島 村 稔 ⑩

監査等委員 鈴 木 治 一 ⑩

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

ア. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (注) 常勤監査等委員 戸田聡 及び 監査等委員 鈴木治一 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

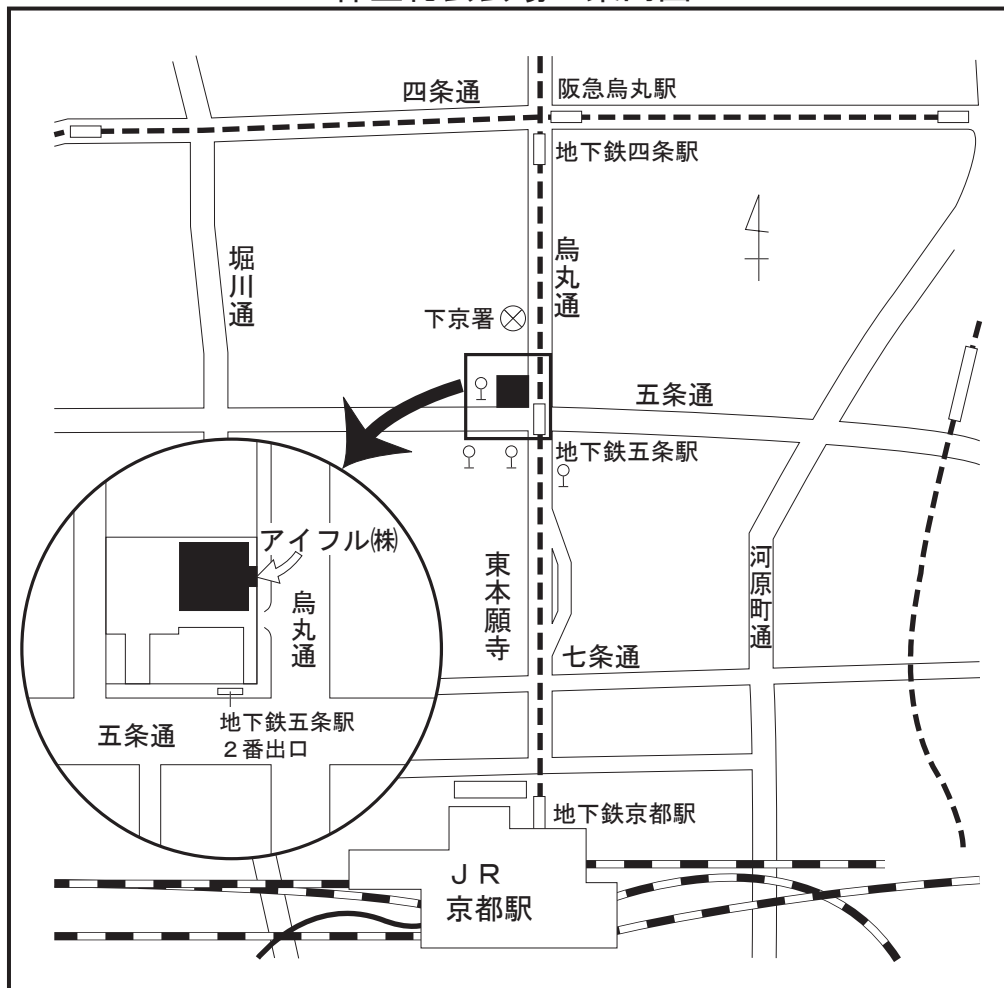
以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図



- 交通 ● JR 京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約2分
● 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約1分
● 地下鉄烏丸線「五条」2番出口より徒歩約1分
バス「烏丸五条」より徒歩約1分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。